

研究費の額又は当該他の通算法人の他の事業年度の所得に対する調整前法人税額が当初申告試験研究費の額又は当初申告調整前法人税額（それぞれ当該他の事業年度の確定申告書等に添付された書類に当該各事業年度に係る試験研究費の額又は当該他の事業年度の所得に対する調整前法人税額として記載された金額をいう。以下この号において同じ。）と異なるときは、当初申告試験研究費の額又は当初申告調整前法人税額を当該各事業年度に係る試験研究費の額又は当該他の事業年度の所得に対する調整前法人税額とみなす。

五 第三号の場合において、税額控除可能額が当初申告税額控除可能額（通算法人の適用対象事業年度の確定申告書等に添付された書類に当該適用対象事業年度の税額控除可能額として記載された金額をいう。次号及び第七号において同じ。）以上であるとき（税額控除可能分配額が当初申告税額控除可能分配額（当該適用対象事業年度の確定申告書等に添付された書類に当該適用対象事業年度の税額控除可能分配額として記載された金額をいう。以下この号及び次号において同じ。）と異なる場合に限る。）は、当初申告税額控除可能分配額を当該適用対象事業年度の税額控除可能分配額とみなす。

六 第三号の場合において、税額控除可能額が当初申告税額控除可能額に満たないときは、次に掲げる

場合の区分に応じそれぞれ次に定めるところによる。

イ 当初申告税額控除可能分配額が零を超える場合 当初申告税額控除可能分配額から、当初申告税額控除可能額から当該税額控除可能額を減算した金額（ロにおいて「税額控除超過額」という。）を控除した金額を通算法人の適用対象事業年度の税額控除可能分配額とみなす。

ロ 税額控除超過額が当初申告税額控除可能分配額を超える場合 通算法人の適用対象事業年度の所得に対する法人税の額は、法人税法第六十六条第一項、第三項及び第六項並びに第六十九条第十八項（同条第二十一項又は第二十二項において準用する場合を含む。）の規定、次号（第十八項において準用する場合を含む。）、第四十二条の十四第一項、第六十七条の二第一項及び第六十八条第一項の規定その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該税額控除超過額から当初申告税額控除可能分配額を控除した金額に相当する金額を加算した金額とする。

七 第三号の通算法人の適用対象事業年度において生じた欠損金額のうち法人税法第六十四条の七第二項に規定する特定欠損金額以外の金額（以下この号及び第十一項において「非特定欠損金額」とい

う。)が当該適用対象事業年度の確定申告書等に添付された書類に当該適用対象事業年度において生じた非特定欠損金額として記載された金額を超える場合(当該適用対象事業年度の確定申告書等(期限後申告書に限る。第十一項において「期限後確定申告書」という。)に添付された書類に同法第六十四条の五第一項に規定する通算前欠損金額(同法第六十四条の六の規定によりないものとされたものを除く。第十一項において「通算前欠損金額」という。)として記載された金額がある場合(以下この項において「期限後欠損金額の場合」という。)を含む。)において、当該適用対象事業年度における第三号イに掲げる金額と当該適用対象事業年度における同号ロに掲げる金額から当該超える場合におけるその超える部分の金額(期限後欠損金額の場合には、当該期限後欠損金額の場合におけるその記載された金額を含む。)を当該通算法人の当該適用対象事業年度の所得の金額とみなして当該所得の金額につき同法第六十六条の規定並びに第六十七条の二及び第六十八条の規定を適用するものとした場合に計算される法人税の額の百分の二十五(当該適用対象事業年度において第一項の規定の適用を受ける場合において、第二項各号に掲げる要件を満たすときは、百分の四十)に相当する金額を控除した金額とのうちいずれか少ない金額(当該通算法人の適用対象事業年度において前号の規定

の適用がある場合には、同号イに規定する税額控除超過額を加算した金額。以下この号において「調整後税額控除可能額」という。）が当初申告税額控除可能額に満たないときは、当該通算法人の適用対象事業年度の所得に対する法人税の額は、同法第六十六条第一項、第三項及び第六項並びに第九条第十八項（同条第二十一項又は第二十二項において準用する場合を含む。）の規定、前号ロ（第十八項において準用する場合を含む。）、第四十二条の十四第一項、第六十七条の二第一項及び第六十八条第一項の規定その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当初申告税額控除可能額から調整後税額控除可能額を控除した金額に相当する金額を加算した金額とする。

9 他の通算法人の他の事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額又は他の通算法人の他の事業年度の所得に対する調整前法人税額がある場合における前項の通算法人の適用対象事業年度に係る第一項又は第四項の規定は、第二十一項の規定にかかわらず、これらの他の通算法人の全てにつき、それぞれ他の事業年度の確定申告書等に税額控除可能額及び税額控除可能分配額並びにこれらの金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合で、かつ、当該通算法人の適用対象事業

年度の確定申告書等に同項に規定する書類並びに税額控除可能額及び税額控除可能分配額並びにこれらの金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、第一項又は第四項の規定により控除される金額の計算の基礎となる試験研究費の額は、当該適用対象事業年度の確定申告書等に添付された書類に記載された試験研究費の額を限度とする。

10 第八項の通算法人（当該通算法人であつた法人を含む。）は、当該通算法人の適用対象事業年度後において、当該適用対象事業年度の確定申告書等に添付された書類及び当該確定申告書等に当該適用対象事業年度若しくは当該通算法人に係る通算親法人の当該適用対象事業年度終了の日に終了する事業年度開始の日の三年前の日から当該適用対象事業年度開始の日の前日までの期間内に開始した各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額、当該適用対象事業年度の所得に対する調整前法人税額又は当該適用対象事業年度において生じた欠損金額と当該適用対象事業年度若しくは当該各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額、当該適用対象事業年度の所得に対する調整前法人税額又は当該適用対象事業年度において生じた欠損金額とが異なることとなつた場合には、他の通算法人に対し、その異なることとなつたこれらの金額を通知しなけ

ればならない。

11 通算法人（通算法人であつた法人を含む。以下この項において「通算法人等」という。）が第一項又は第四項の規定の適用を受けるこれらの規定に規定する事業年度（第八項第一号の規定の適用がある通算法人にあつては、同号の規定により読み替えて適用される第一項又は第四項に規定する事業年度。以下この項及び次項において「対象事業年度」という。）において、過去適用事業年度（当該通算法人等の対象事業年度開始の日前に開始した各事業年度で当該通算法人等が第一項又は第四項の規定の適用を受けた事業年度（当該通算法人等に係る通算親法人のこれらの規定に規定する事業年度終了の日に終了するものに限る。）をいう。以下この項において同じ。）における欠損金増加合計額（当該通算法人等又は他の適用通算法人（当該過去適用事業年度終了の日において当該通算法人等との間に通算完全支配関係がある他の通算法人をいう。以下この項において同じ。）の当該過去適用事業年度又は当該過去適用事業年度終了の日に終了する事業年度（以下この項及び次項において「過去事業年度等」という。）において生じた非特定欠損金額が当該過去事業年度等の確定申告書等に添付された書類に当該過去事業年度等において生じた非特定欠損金額として記載された金額（以下この項において「当初非特定

欠損金額」という。）を超える場合（国税通則法第二十五条の規定による決定を受けた場合を除くものとし、当該過去事業年度等の期限後確定申告書に添付された書類に通算前欠損金額として記載された金額がある場合を含む。）における非特定欠損金額が当初非特定欠損金額を超えることとなつた当該通算法人等及び他の適用通算法人のそれぞれその超える部分の金額（当該通算前欠損金額として記載された金額がある場合には、その記載された金額を含む。以下この項及び次項において「各欠損金増加額」という。）の合計額（既に当該通算法人等の当該対象事業年度開始の日前に開始した各事業年度において当該過去適用事業年度に係る各欠損金増加額につきこの項の規定の適用がある場合には、当該各欠損金増加額のうち次の各号に定めるところにより加算された金額の計算の基礎となつた金額を除く。）をいう。以下この項において同じ。）がある場合には、当該通算法人等の当該対象事業年度における次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところによる。

一 第八項第三号の通算法人 当該対象事業年度の同号に規定する税額控除可能額の計算については、同号口に掲げる金額に、欠損金増加合計額（当該通算法人等及び当該対象事業年度終了の日において当該通算法人等との間に通算完全支配関係がある他の通算法人に係る各欠損金増加額に限る。）を当

該通算法人等の当該対象事業年度の所得の金額とみなして当該所得の金額につき法人税法第六十六条の規定並びに第六十七条の二及び第六十八条の規定を適用した場合にこれらの規定により計算される法人税の額として政令で定める金額の百分の二十五（第一項の規定の適用を受ける場合において、第二項各号に掲げる要件を満たすときは、百分の四十）に相当する金額を加算する。

二 前号に掲げる法人以外の法人 当該対象事業年度の第一項又は第四項に規定する百分の二十五に相当する金額の計算については、当該対象事業年度の所得に対する調整前法人税額に、欠損金増加合計額のうち当該通算法人等に係る各欠損金増加額を当該通算法人等の当該対象事業年度の所得の金額とみなして当該所得の金額につき法人税法第六十六条の規定並びに第六十七条の二及び第六十八条の規定を適用するものとした場合に計算される法人税の額に相当する金額を加算する。

12 前項の規定を適用する場合において、同項に規定する通算法人等の対象事業年度における過去事業年度等に係る各欠損金増加額が既確定各欠損金増加額（当該対象事業年度終了の日以前に提出された当該過去事業年度等の確定申告書等若しくは修正申告書に添付された書類又は同日以前にされた国税通則法第二十四条若しくは第二十六条の規定による更正に係る同法第二十八条第二項に規定する更正通知書に

添付された書類のうち、最も新しいものに当該過去事業年度等に係る各欠損金増加額として記載された金額をいう。以下この項において同じ。）と異なるときは、既確定各欠損金増加額を当該過去事業年度等に係る各欠損金増加額とみなす。

13 青色申告書を提出する内国法人の各事業年度（以下この項において「各対象事業年度」という。）終了の時に於いて、当該内国法人又は他の内国法人（当該内国法人の第一項又は第四項の規定の適用を受けた事業年度（当該内国法人に係る通算親法人のこれらの規定に規定する事業年度終了の日に終了するものに限る。以下この項において「過去適用事業年度」という。）終了の日において当該内国法人との間に通算完全支配関係がある他の内国法人に限る。以下この項において「他の適用内国法人」という。）の過去適用事業年度又は同日に終了する事業年度（以下この項において「過去適用事業年度等」という。）における第一項又は第四項の規定の適用について第八項第六号又は第七号の規定の適用があった場合において、調整税額控除可能額（当該過去適用事業年度における同項第三号イに掲げる金額と当該過去適用事業年度における同号ロに掲げる金額から当該内国法人又は他の適用内国法人の当該過去適用事業年度等に係る同項第七号の規定により法人税の額に加算することとされた同号に規定する相当

する金額を控除した金額とのうちいずれか少ない金額をいう。次項及び第十五項において同じ。）と既取戻税額控除超過額（当該内国法人又は他の適用内国法人の当該過去適用事業年度等に係る第八項第六号の規定の適用がある場合における同号イに規定する税額控除超過額及び同項第七号の規定により法人税の額に加算することとされた同号に規定する相当する金額の合計額をいう。以下第十五項までにおいて同じ。）との合計額（既に当該内国法人の当該各対象事業年度開始の日前に開始した各事業年度において当該過去適用事業年度等に係る既取戻税額控除超過額につきこの項の規定の適用がある場合には、当該各事業年度においてこの項の規定により控除することとされた金額の計算の基礎となつたこの項に規定する控除した金額の合計額を除く。以下この項において「調整対象金額」という。）が当初申告税額控除可能額（当該内国法人の過去適用事業年度の確定申告書等に添付された書類に当該過去適用事業年度における第八項第三号に規定する税額控除可能額として記載された金額をいう。以下この項において同じ。）を超えるときは、当該内国法人の当該各対象事業年度の所得に対する調整前法人税額（第十八項において準用するこの項の規定により当該調整前法人税額から控除される金額を除く。）から、当該調整対象金額から当初申告税額控除可能額を控除した金額（当該金額が既取戻税額控除超過額を超え

る場合には、当該既取戻税額控除超過額）に当該内国法人の当該過去適用事業年度に係る控除分配割合を乗じて計算した金額に相当する金額を控除する。

14 前項の規定を適用する場合において、同項の内国法人の同項の各対象事業年度に係る調整対象基礎額（調整税額控除可能額と既取戻税額控除超過額との合計額をいう。以下この項において同じ。）又は控除分配割合が当初申告調整対象基礎額又は当初申告控除分配割合（それぞれ当該各対象事業年度の確定申告書等に添付された書類に当該各対象事業年度に係る調整対象基礎額として記載された金額又は当該確定申告書等に添付された書類に当該各対象事業年度に係る控除分配割合として記載された割合をいう。以下この項において同じ。）と異なるときは、当初申告調整対象基礎額又は当初申告控除分配割合を前項の当該各対象事業年度に係る調整対象基礎額又は控除分配割合とみなす。

15 第十三項の規定は、同項の各対象事業年度の確定申告書等に同項の規定による控除を受ける金額の計算の基礎となる調整税額控除可能額及び既取戻税額控除超過額並びに控除を受ける金額並びにこれらの金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。

16 第八項の通算法人の同項第二号に規定する適用対象事業年度において、法人税法第六十四条の五第八

項の規定の適用がある場合には、第八項第四号から第七号までの規定は、当該適用対象事業年度については、適用しない。この場合において、当該適用対象事業年度を第十一項に規定する過去適用事業年度とする同項に規定する通算法人等の同項に規定する対象事業年度又は当該適用対象事業年度を第十三項に規定する過去適用事業年度とする同項の内国法人の同項の各対象事業年度については、これらの規定は、適用がないものとする。

17 第十一項の通算法人の同項に規定する対象事業年度又は第十三項の内国法人の同項の各対象事業年度において、法人税法第六十四条の五第八項の規定の適用がある場合には、第十二項又は第十四項の規定は、当該対象事業年度又は当該各対象事業年度については、適用しない。

18 第八項から前項までの規定は、通算法人に係る第七項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第八項第	第一項中	前項中
一号	「事業年度」と、第四項中「解散（合	、事業年度

	併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く」とあるのは「を除く	
第八項第 二号	第八項第 第一項に 限る。）又は当該通算法人の第四項に規定する事業年度（当該通算法人に係る通算親法人の同項に規定する事業年度終了の日に終了する事業年度に限る 試験研究費の額が	前項に 限る
第八項第	の試験研究費の額 第一項の税額控除限度額又は第四項の中	の特別試験研究費の額 前項の特別研究税額控除限度額
	特別試験研究費の額（前項に規定する特別試験研究費の額をいう。以下第十項までにおいて同じ。）が	

三号	小企業者等税額控除限度額	
第八項第 三号イ	試験研究費の額の に、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、それぞれ次に定める割合が百分の十を超えるときは百分の十とする。）を乗じて計算した金額（第四項の規定の適用を受ける場合には の百分の十二に相当する金額）	特別試験研究費の額の のうち前項第一号に規定する政令で定める金額の百分の三十に相当する金額 のうち同項第二号に規定する政令で定める金額の百分の二十五に相当する金額及び当該合計額のうち同項第一号及び第二号に規定する政令で定める金額以外の金額の百分の二十に

		相当する金額の合計額
第八項第三号ロ	百分の二十五（第一項の規定の適用を受ける場合において、第二項各号に掲げる要件を満たすときは、百分の四十）	百分の十
第八項第四号	算入される試験研究費の額 係る試験研究費の額	算入される特別試験研究費の額 係る特別試験研究費の額
第八項第七号	百分の二十五（当該適用対象事業年度において第一項の規定の適用を受ける場合において、第二項各号に掲げる要件を満たすときは、百分の四十）	百分の十
第九項及び第十項	試験研究費の額	特別試験研究費の額
第十一項	百分の二十五（第一項の規定の適用を受	百分の十

第一号	ける場合において、第二項各号に掲げる要件を満たすときは、百分の四十)	
第十一項 第二号	百分の二十五	百分の十
第十三項	(第十八項において準用するこの項の規定により当該調整前法人税額から控除される金額を除く。)から	から

第四十二条の四に次の三項を加える。

24 第八項第六号口又は第七号（これらの規定を第十八項において準用する場合を含む。）の規定の適用がある場合における法人税法第六十七条及び第六十九条の規定の適用については、同法第六十七条第一項中「前条第一項、第二項及び第六項並びに第六十九条第十八項（外国税額の控除）（同条第二十一項において準用する場合を含む。第三項において同じ。）」とあるのは「租税特別措置法第四十二条の四第八項第六号口及び第七号（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）（これらの規定を同条第十

八項において準用する場合を含む。）」と、同条第三項中「前条第一項、第二項及び第六項並びに第六十九條第十八項」とあるのは「租税特別措置法第四十二條の四第八項第六号口及び第七号（これらの規定を同条第十八項において準用する場合を含む。）」と、同法第六十九條第十八項中「第六十六條第一項から第三項まで及び第六項」とあるのは「租税特別措置法第四十二條の四第八項第六号口及び第七号（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）（これらの規定を同条第十八項において準用する場合を含む。）」とする。

25 第八項第六号口又は第七号（これらの規定を第十八項において準用する場合を含む。）の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章（第二節を除く。）の規定の適用については、同法第七十四條第一項第二号に掲げる金額は、同項第一号に掲げる所得の金額につき同節の規定及び第八項第六号口又は第七号（これらの規定を第十八項において準用する場合を含む。）の規定を適用して計算した法人税の額とする。

26 第十九項から前項までに定めるもののほか、第一項又は第四項の規定の適用を受けようとする法人が合併法人、分割法人若しくは分割承継法人、現物出資法人若しくは被現物出資法人又は現物分配法人若

しくは被現物分配法人である場合における比較試験研究費の額の計算、第八項第六号口又は第七号（これらの規定を第十八項において準用する場合を含む。）の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章第三節の規定による申告又は還付の特例その他同法及び地方法人税法の規定の適用に関する事項その他第一項から第十八項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十二条の六第五項を削り、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項から第九項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十項を同条第九項とし、同項の次に次の一項を加える。

10 第五項から前項までに定めるもののほか、第一項から第四項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十二条の六第十一項から第十三項までを削る。

第四十二条の九第一項中「第六項」を「第五項」に、「第四十二条の四第八項第二号」を「第四十二条の四第十九項第二号」に改め、同条第三項中「その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度（以下この項において「四年以内連結事業年度」という。）とし、」「（四年以内連結事業年度にあつては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による法人税法第二条第三十二号に規定する連

結確定申告書の提出」」、「又は四年以内連結事業年度」、「（当該法人の四年以内連結事業年度における第六十八条の十三第一項に規定する税額控除限度額（当該法人に係るものに限る。以下この項において「連結税額控除限度額」という。）を含む。）」、「（連結税額控除限度額については、同条第一項の規定）」及び「（既に同条第二項の規定により四年以内連結事業年度において法人税の額から控除された金額のうち当該法人に係るものを含む。以下この項において「控除済金額」という。）」を削り、「当該控除済金額」を「当該金額」に改め、同条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項中「（第三項に規定する連結税額控除限度額を有する法人については、当該明細書の添付がある場合及び第六十八条の十三第一項に規定する供用年度以後の各連結事業年度（当該供用年度以後の各事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該供用年度以後の各事業年度）の同法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書（当該供用年度以後の各事業年度にあつては、同条第三十一号の確定申告書）に第六十八条の十三第二項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合）」を削り、「第二項の規定の」を「同項の規定の」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「第四十二条の四第十二項及び第十三項」を「第四十二条の四第二十二項及び第二十三項」に、「同条第十二項」を「同条第二十二項」

に、「及び第七項」を「第七項及び第十三項（第十八項において準用する場合を含む。）」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 前三項に定めるもののほか、第一項から第三項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十二条の九第八項から第十項までを削る。

第四十二条の十一の三第二項中「第四十二条の四第八項第二号」を「第四十二条の四第十九項第二号」に改め、同条第六項中「第四十二条の四第十二項及び第十三項」を「第四十二条の四第二十二項及び第二十三項」に、「同条第十二項」を「同条第二十二項」に、「及び第七項」を「第七項及び第十三項（第十八項において準用する場合を含む。）」に改める。

第四十二条の十二第一項中「第四十二条の四第八項第二号」を「第四十二条の四第十九項第二号」に改め、同項第一号イ中「（同日以後に終了する事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度を連結事業年度に該当しない事業年度とみなした場合におけるそのみなされた事業年度）」を削り、同条第二項中「及び第六十八条の十五第一項の規定（同項の規定に係る第六十八条の四十第一項若しくは